

# 税制改正要望

平成 25 年 8 月 21 日  
公益社団法人 日本農業法人協会

## I 速やかな実現を求める事項

### 1. ICT化促進による経営改善を図るための投資促進税制の創設（法人税、所得税）

農業の産業競争力を強化するため、ICTを活用した機械・設備について即時償却の対象とする措置を設けること。

#### 【理由】

ICTを活用し、情報機器を搭載した機械（GPSを活用して位置情報を記録する機能を有するトラクター、無人ロボットコンバインなど）や畜舎・ハウスなどで使用する設備（温度センサーによって制御する自動開閉窓、暖房機などの設備）、経営管理の効率化を図るための設備（GISを活用した圃場管理や作業計画・管理を行うための設備・システムなど）は、作業効率や収量・品質の向上を図る技術として導入・開発が進められている。

また、農業の現場でICT化を推進することは、高齢化が進む農業において、熟練者のノウハウや最適な栽培条件・圃場管理に関する知見の「見える化」を促すことに繋がり、栽培技術の継承や効率的な圃場管理の実施などを可能とするものであり、農業経営の改善に寄与するものである。

こうした情報機器が搭載された機械や設備の導入は、「日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に明記された、コメの生産コスト 4 割削減にも寄与するものであり、早急な普及が求められる。

### 2. 消費税引上げに伴う適切な価格転嫁対策の実施と現物給付（食料品購入ポイント）による逆進性緩和措置の創設（消費税関連対策）

消費税引上げに伴う不当な値引き強要を防止するため、行政による監視・指導を強化し、価格転嫁を担保するとともに、農業者の事務負担の増加を招かない形での消費税の逆進性緩和措置を講じること。

#### 【理由】

消費税が引き上げられると、価格交渉力の小さい農業生産者については、実質的な値下げ要求にさらされることになる。このため、流通業界などに対して不正な価格交渉が行われないよう厳しい行政の監視・指導が行われるべきである。

また、消費税の逆進性を是正する必要があるが、軽減税率にはインボイス導入などデメリットが大きいため、例えば米国のフードスタンプ制度をモデルとして食料品購入にのみ使用できる「フードカード」を発行して食料品購入ポイントを低所得者に給付する制度を導入するといった対策が求められる。また、フードカードを低所得者以外にも普及するとともに国産農林水産物の消費拡大と国民の健康改善に貢献するよう、フードカードによる国産農林水産物の購入についてポイント還元制度を導入するなど、政策支援を行う必要がある。

### 3. 円滑化団体等へ農地を寄附した場合の非課税措置の創設（相続税・所得税・法人税）

農地集積を推進するため、農地利用集積円滑化団体（法人税法上の公益法人等に限定する。）または県農地中間管理機構（仮称）に農地を寄附した場合に、相続時における寄附の相続税非課税措置及び相続時以外における寄附のみなし譲渡課税の適用除外措置を講ずること。

#### 【理由】

農地を寄附したいという潜在的なニーズは多いが、現行税制では、法人に農地を寄附した場合、無償にもかかわらず、のみなし譲渡課税により寄附した個人に譲渡所得税が課税され、農業生産法人が寄附を受けた場合には資産受贈益による納税負担が生じる。一方で、農業法人等が主導して集積範囲の地区を提示して集積した農地を農業法人等に一括して貸し付ける「地区円滑化団体」や県農地中間管理機構（仮称）（円滑化団体等）が、農地の利用権だけでなく寄附による所有権の受け皿となる必要がある。こうした円滑化団体等が農地の寄附を受けた場合には受贈益課税がないため、さらに円滑化団体等への相続時の寄附について相続税を非課税とし、それ以外の寄附についても譲渡所得税を免除する措置を講ずれば、耕作放棄地の発生を未然に防止する効果が大きい。

### 4. 農業用施設及び農業用施設用地の評価の適正化（固定資産税・相続税・法人税・所得税）

家屋として固定資産税が課税される事業用の建物について、評価額の上限を償却資産としての評価額とする措置を講ずること。農業用施設のうち、構造上構築物に該当するものは、登記した場合であっても法人税法または所得税法上は建物ではなく構築物として償却計算を行い、固定資産税においても構築物と同様の資産評価を行うようにすること。

また、農業用施設用地については、実態に即した適正な課税評価を行うこと

#### 【理由】

不動産登記をした農業用施設については、固定資産税において家屋として取り扱われるため評価額が過大となるだけでなく、法人税・所得税において建物として償却しなければならないが、登記の有無によって評価や償却年数が異なるのは不合理である。このため、農業用施設については、登記の有無にかかわらず評価額の上限を償却資産としての評価額とする措置を講ずる必要がある。

また、農業用施設用地の固定資産評価は、近傍農地価額に造成費が加算された金額となっており、造成を行っていない場合にも造成費が加算されたり、造成費が過大に見積もられたりするなどして実質的に宅地並みの評価額となっている場合がある。このため、農業用施設用地の評価について近傍農地価額から大きく乖離することのないよう、評価基準を定めるなどの措置を講ずる必要がある。

### 5. 相続税・贈与税の納税猶予農地が農道に転用された場合の納税猶予の継続措置及び収用された場合の利子税の免除（相続税・贈与税）

納税猶予を受けた農地を転用して農作業道の拡幅等を行った場合に納税猶予を継続する措置を設けること。また、納税猶予を受けた農地を収用された場合の利子税を免除すること。

#### 【理由】

機械の大型化などに伴い作業の効率化のために農作業道の拡幅が必要となるが、納税猶予を受けている農地を転用して農作業道の拡幅を行う場合に、地域の税務署などの運

用によっては農地の納税猶予が打ち切られることが障害となって、都市近郊農地では土地改良事業が進まなくなっている。特に、納税猶予の適用判断が地域の税務署などで異なる運用がなされている場合、経営耕地の多くが借入農地である大規模経営体においては、地主の了解を得て地域の税務署などと協議することは、借り手という立場から困難である。相続税においても公共の用に供する私道の価額は評価しないことになっており、これに担税力を求めるのは不合理である。また、自らの選択ではなく、公共目的のために収用された場合でも納税猶予を受けていた農地の利子税の支払いを求められるのは酷である。

## 6. 肉用牛の売却による農業所得の課税特例措置の継続（法人税・所得税）

飼料価格の高止まりするなかで、経営安定のために現行の肉用牛売却による農業所得課税免除の特例措置を継続すること。

### 【理由】

肉用牛の生産には2年程度の飼養期間が必要となり、出荷までの経営リスクが高い。また、放射性セシウムの問題による肉牛価格の低迷、飼料価格高騰等に伴い経営環境は厳しさを増していることから、今後の経営安定を図るためにも現行の課税の免除を継続する必要がある。

## 7. A重油の免税及び還付措置の継続（石油石炭税）

資材コストが高止まりするなかで、食料安定供給のためA重油の免税及び還付措置を継続すること。

### 【理由】

重油は、施設園芸の加温など、キュウリやトマト、イチゴなどを周年供給することで国民の高度化した食生活を支えるために不可欠である。これら燃料は原油の高騰により高止まりしており、農業経営を圧迫している。

また、農業はその事業活動を通じてCO<sub>2</sub>の排出を抑制する側面を有していることから、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」を継続すべきである。

# II 今後の農業政策の変更等を踏まえて検討を求める事項

## 1. 地域の農地維持活動に対する非課税措置の創設（相続税・所得税・法人税）

農地を賃貸した個人も参加して畦草刈りや水路掃除など農地の保全活動を行う法人（地域資源管理法人）の農作業のために行う請負業を法人税における収益事業から除外すること。

### 【理由】

大規模な農業経営を育成するには、畦草刈りなどの周辺作業の担い手を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきた。集落機能が低下するに伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。また、多面的機能支払制度の導入を踏まえて、利用権設定をした地権者が参加した一般社団法人などの非営利法人を組織して農地管理作業を実施し、耕作者でなくても恩恵を受けられるようにすることで、担い手への農地集積を促進する必要がある。現行税制では、議決権総数の半数以上が地方公共団体により保有されている非営利型の一般社団法人など「特定法人」について農作業のために行う請負業が収益事業から除外されているが、地方公共団体が議決権を有しない非営利型の一般社団法人が農作業のために行う請負業についても収益事業から除外すべきである。

## 2. 経営再建を促進する「農畜産業再建投資損失準備金制度」の創設（法人税）

同業他社の経営再建を支援する目的で出資をした農業法人に対し、当該出資額を基準とした限度額以内の積立額の損金算入を認める準備金制度を創設すること。

### 【理由】

土地利用型農業の場合、経営が破綻してもその集積した農地を散逸させずに別の担い手に継承していかなければならない。一方、畜産の場合には、近年、新規立地を確保することが難しくなっており、畜産経営の倒産によってその立地を喪失することを未然に防ぎ、日本の畜産全体の生産力をできる限り維持していくことが重要である。このため、農業経営が倒産に至る前に同業の優良経営から優れた生産技術やノウハウと資本を導入して経営を再建する取り組みを促進する税制措置が必要である。

## 3. 農業経営基盤強化準備金制度の拡充（所得税・法人税）

幅広いリスクに備え、経営の規模拡大、多角化を促進するためにも農業経営基盤強化準備金制度による内部留保を促進する税制を拡充すること。

### 【理由】

農業経営の内部留保を促進するには、農地や機械だけでなく、経営に必要な建物などについても圧縮記帳を可能とするべきである。また、規模拡大や設備の更新には最適なタイミングがあるため、積立期間（取崩期限）の延長が必要と考える。

## 4. 相続税納税猶予制度の市街化区域への拡充と農地底地権の物納制度の創設（相続税・所得税）

市街化区域内の農地、農業用施設用地、屋敷林等について農業振興を図り緑地を保全すべき土地として位置付ける「緑農地制度」の制度設計を進め、その中で農業用施設用地及び屋敷林等について評価額の減額など固定資産税や相続税の軽減措置を講ずるとともに、市街化区域においても、農地を貸しても相続税納税猶予が継続する制度にすること。

また、相続人が永小作権や地上権に基づいて農地・農業用施設用地等の利用を継続しながら底地所有権を物納することによって、都市部の農業経営者が納税資金を準備しなくても相続に対応し得る制度の創設を求めるとともに、農地・農業用施設用地等の永小作権・地上権の農業法人への無償譲渡や現物出資に係る譲渡所得課税の特例措置を講ずること。

### 【理由】

都市農地については、農産物の供給機能と同時に地域住民の災害時の避難場所や緑地としての憩いの場、食育教育の場など多様な価値に着目し、都市農業の維持に必要な農業用施設用地や屋敷林なども含めた税の軽減措置によって市街化区域内農地を維持する必要がある。また、農地法改正に伴い、市街化区域以外においては、農地を貸しても相続税納税猶予が継続する制度が実現したが、市街化区域内においても、農地を貸しても相続税納税猶予が継続する制度の実現を求める。

また、農業の継続意思の証を示したい都市農業者のために、相続税納税猶予とは別の選択肢を用意する必要がある。